

新地町総合体育館条例（平成11年3月17日条例第2号）

最終改正:令和元年9月19日条例第11号

改正内容:令和元年9月19日条例第11号 [令和元年10月1日]

別表（第7条関係）

体育館使用料

1 基本施設使用料

(1) アリーナ専用使用料

利用区分			使用単位	使用料	
			午前9時から 午後9時まで		
全面使用	アマチュアスポーツを 目的とする行事であ る場合	入場料を徴収しない場合	1時間	1,100円	
		入場料を徴収する場合	1時間	2,200円	
	その他の行事である 場合	入場料を 徴収しない 場合	営利を目的としない 場合	1時間	4,400円
			営利を目的とする 場合	1時間	22,000円
		入場料を 徴収する 場合	営利を目的としない 場合	1時間	11,000円
			営利を目的とする 場合	1時間	22,000円
2分の 1面使 用	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合		1時間	550円	
	その他の行事である場合	営利を目的としない 場合	1時間	2,200円	
		営利を目的とする 場合	1時間	11,000円	

備考

- 1 個人で使用する者が新地町に住所又は勤務若しくは通学先を有しない者であるときは、当該使用料の額の2分の1に相当する額を加算した額とする。（以下、(2)及び2の表において同じ。）
- 2 団体で使用する者が新地町にその本拠地を有しない者であるときは、当該使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。（以下、2及び3の表において同じ。）
- 3 中学生以下が使用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1とする。（以下、(2)及び3の表において同じ。）
- 4 午前9時前又は午後9時後の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料の額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 5 専用使用とは、施設を団体で専用して使用することをいい、個人使用とは、専用使用以外のもので、4名以内の個人が4分の1面を超えないで使用することをいう。
- 6 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費、会場整理費等、その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合、その他これに類する取り扱いがなされる場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。
- 7 アリーナの4分の1面を使用する場合の使用料は、2分の1面使用時の額の2分の1とする。（以下、3の表において同じ。）
- 8 使用者の使用時間は、準備から原状回復までを含むものとし、その時間が1時間に満たない場合は、これを1時間とする。（以下、(2)、2及び3の表において同じ。）
- 9 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り下げる。（以下、(2)、2及び3の表において同じ。）

(2) アリーナ個人使用料

使用単位	使用料	
	午前9時から午後5時	午後5時から午後9時
1時間	110円	160円

2 附属施設及び設備使用料

使用区分	使用単位	使用料	
会議室	1時間	440円	
トレーニング室	1時間	110円	
放送室	1時間	110円	
放送設備	1時間	220円	
得点表示板	1時間(1組)	220円	
温水シャワー	1回	110円	
暖房	会議室	1時間	110円
	観覧席	1時間	1,100円
冷房	会議室	1時間	110円
	放送室	1時間	110円

### 3 アリーナ照明設備使用料

	使用区分	使用単位	使用料
全面使用	全点灯	1時間	2,200円
	2分の1点灯	1時間	1,100円
2分の1面使用	全点灯	1時間	1,100円
	2分の1点灯	1時間	550円

#### 備考

- 1 使用者が、アマチュアスポーツを目的とする行事で入場料を徴収しない場合の照明設備使用料の額は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
  - 2 個人使用の場合の照明設備使用料は、無料とする。
-